

議案第48号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 相手方 (略)
- 2 事故の概要 平成28年10月19日(水)午前10時頃、四万十町教育研究所職員が北ノ川中学校へ向かう途中、国道381号線(四万十町大井野92-7付近)において、相手方車両が減速し停車して右折しようとしたところに追突した。これにより当該車両に同乗していた相手方に損害を与えた。
- 3 賠償金額 1,663,990円